

政令第二百五十八号

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚醒剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 エチル―ニ―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第十号とし、同号の前に次の六号を加える。

四 二・六―ジアミノ―N―（一―フェニルプロパン―二―イル）ヘキサナムイド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

五 一・一―ジメチルエチル―ニ―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

六 N・α―ジメチル―N―二―プロピニルフェネチルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

七 ブチル||二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

八 プロピル||二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

九 一―メチルエチル||二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

本則に次の四号を加える。

十一 二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボン酸、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

十二 一―メチルプロピル||二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

十三 二―メチルプロピル―二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

十四 メチル―二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含む物

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。